

予算決算常任委員会

平成24年6月15日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎飯高 昭二	○小林 誠	吉野 俊明
伴 吉晴	木澤 正男	木田 守彦
嶋田 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
教 育 長	清水 建也	総 務 部 長	西本 喜一
総 務 課 長	黒崎 益範	企画財政課長	面卷 昭男
住民生活部長	乾 善亮	福祉課長	植村 俊彦
都市建設部長	藤川 岳志	建設課長	川端 伸和
都市整備課長	井上 貴至	会計管理者	野崎 一也
教委総務課長	西川 肇	生涯学習課長	佃田 眞規
上下水道部長	谷口 裕司	上水道課長補佐	上埜 幸弘
代表監査委員	辰巳 忠次	監 査 委 員	中川 靖広
監査委員書記	山崎 篤		

3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 伴委員、木澤委員

委員長 吉野委員が少し遅れるということで聞いております。各委員出席されておりますので、ただいまより予算決算常任委員会を開会いたします。本日の会議を開きます。

はじめに、町長のご挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長 （ 町長挨拶 ）

委員長 それでは、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、伴委員、木澤委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いをいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

まずはじめに、本会議からの付託議案であります、（１）認定第２号、平成２３年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について、また、次の（２）議案第２６号、平成２３年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、決算に伴うものでございますので、この２議案を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。

認定第２号と議案第２６号については、一括議題といたします。

本日は、監査委員さんに出席を願っておりますので、最初に、辰巳代表監査委員さんから決算審査意見書について報告をお受けした後、委員皆さまから意見書についてお尋ねしたいことがありましたらお受けしてまいりたいと思います。

それでは、審査結果に基づきまして、ご報告をお願いいたします。

辰巳代表監査委員。

代表監査
委員

それでは、平成２３年度斑鳩町水道事業会計決算につきまして審査をいたしましたので、意見を申しあげたいと思います。お手元の平成２３年度斑鳩町水道事業会計決算審査意見書の通りでございますが、要点について簡潔に補足して意見とさせていただきます。

お手元の審査意見書１ページを開いていただきますと、審査の概要を記載しております。審査の対象、審査の期間、記載のとおりでございます。審査の期間は５月１６日から５月２８日というふうに記載しておりますが、これは実際に１６日に水道事業部に行きまして、審査を実施いたしました。その後、いろんな分析とか、あるいは調査の纏め、意見の要約などいろんな日数を含んでおります。監査委員事務局の予備調査がその前に行っておりますが、その日数は入っておりません。審査手続きはこれも記載のとおりでございます。水道事業決算が関係法令に準拠しているか準拠性がどうか、あるいは規則に合っているか、合規性、そういった点から、それから会計基準、一般に公正妥当な会計基準に対して適合しているかどうか、あるいはその他公営企業運営面での能率性、あるいは経済性について当否、こういった点の検討のためにそこに記載のと通りの通常の審査手続き、あるいはまたその他の必要と認めた審査手続きを実施いたしました。

２ページ、審査の結果でございますが、一番上のところ３行、審査の結果、ちょっと読み上げますと、審査に付された平成２３年度斑鳩町水道事業会計決算書類は関係法令に準拠して作成されており、当事業年度の経営成績及び当事業年度末の財政状態を適正に表示しているものと認められました。以上のとおりでございます。決算内容は適正であるということでございます。

その次、事業の概要以下であります。これは当年度の水道事業の決算、あるいは事業内容につきまして、ポイント、要点別に監査委員としての見解というか、所見といったものをちょっとそこに述べさせていただきました。決して中味について間違いがあったとか、不当な処理があ

ったという意味ではありません。単なる私の監査委員の見解でございます。まず、（１）収支の状況でございますが、これはまあそこに記載のとおり、収益的収支と資本的収支の概略を書かせていただきました。これは１年間の経営成績についてのあらましと、予算管理の結果、要するに収益的収支については、事業が利益を上げたら、あるいは損をしたのかといったような点、それから収入の予算についての到達度、どのぐらいの収入の見積もりに対して過不足があったかどうか、あるいは支出予算については執行状況がどうであったとか、不用額がどのぐらいであったとかというような分析でございます。

まず、収益的収支でございます。これは利益管理の状況であります。第１表のとおり、その真ん中の下、第１表損益計算書の２年度の比較を示しておりますが、営業収益、ずうっと各大科目別に比較をしておりますが、その記載のとおり、営業収益で１，４７１万５，５５７円前年度より減収になっておるということで、全体にわずかではありますが、前年に比べますと減収、減益の経営成績、決算結果となっております。しかし、決して悪い数字では、数字だけを見る限り悪い数字ではありません。１番最後の１４ページに過去７年間の比較をちょっと示しておりますが、毎年かなりの利益が出ておりまして、年平均利益額が３，４２６万４千円となっております。ほぼその平均値に近い数字であって、決して悪い状況ではありませんが、中身についてはのちほど少し申し上げたいと思います。

それから対予算の状況でございますが、収益的収支につきましては、その上の損益計算書の欄は、これは消費税を抜いた数字になっております。そして３ページの収益的収入、支出の予算に対する対比は、これは消費税の税込みの数字になっています。これは予算ということで、消費税を含めた数字で支出予算あるいは収入予算を組んだりしますので、ちょっとその辺が税抜き数字と税込み数字と、だから、予算と税抜きで表示する決算とはちょっと数字が変わってくるということでございますが、その３ページの上、第２表収益的収入及び支出では、収入につきましては予算を目標を少し上回った収益が得られた、支出の方は不用

額が3,435万となっていますが、その内ほとんど使われることの無い予備費が含まれておりますので、実質2,400万ぐらいの予算の不用額がでておる、これは前年とほぼ変わらない数字ということになっております。収益的収入、そこでは営業収入1本になっておりますが、中味的には給水収益は見積もりを447万ほど上回っております、それからその他の営業収益が149万ほど目標より少ない、予算より少ない。あるいはまた受託工事収益も93万ほど少ないということで、結果的に388万6千円予算を上回った数字になる。まあ、見込みよりは少し多かったということですが、給水収益は年々年々減少が続いております。それから収益的支出は、これは営業経費、あるいは営業外の経費、支払利息、金融費用等でございますが、それが、予算コントロールがいかんであったかということでございます、今申し上げても2,435万2千円の不用額、それだけを押さえることができた、ほぼ前年並みだということでございます。従いまして、予算に対して収入は若干多かったと、支出の方はかなり抑えられたということで、収益的収入、要するに利益をあげられるかどうかという、その利益管理の面から見ますと、だからそれだけ目標利益よりは多く利益が算出されたという結果に当然なっております。

それから、下の方、資本的収支でございます。これはまあ、収益的収支というのはどれだけの売り上げをしたか、どれだけの経費を使ったかという、要するに儲けの原因、それから費用の支出状況でございますが、資本的収支というのは、そういった儲けの元となる、売り上げだとか、そういった収入でなしに、資本的収入、水道事業の場合は、一般には資本金を増やす、増資をすとか、いろんなそういうことを意味をするんですが、水道事業の場合は借入金をしてでも資本が増えたということになりますので、借入金収入があったか、あるいはその他のいろんな資本の補填を目的とした収入があったかどうか、資本剰余金と言われておりますが、そういったものがあったかどうか。これは具体的には補助金であるとか、工事負担金、そういったものがどのぐらいあったか。それから支出の方は設備投資であるとか、あるいは逆に借入金を返済だとか、そ

ういったものを資本的支出といっております。第3表のとおりでございますが、その辺はいつも申しあげているんですが、そこでは、資本的収入のところで、3ページの1番下の行でございますが、工事負担金というのが入っております。工事負担金は、これは工事を実施するにあたり、新規の加入者であるとか、あるいは開発業者、いろんなところから設備の現物の寄贈を受けたり、あるいは、そうした工事負担金の資本不足だということで入れてもらったりしているということなんですが、加入に際して収入されます工事負担金なんかは、収益なのか資本なのか区別がつかない。うちとしては、例えば20ミリの口径で新規加入していただきますと、32万5,500円という加入金を貰いますが、その内6万3千円は給水負担金、26万2,500円でしたかね、何かは工事負担金だということで、無理にそれを2つに引き裂いて、そして一部は利益だ、一部は資本だといっておりますが、全部利益でもかまわない、全部資本でもかまいません。それをどっちに入れるかで、利益なんてころっと変わってきます。会計なんていうのはそんなものですが、いろんな文献を読んで見ますと、全額資本入れている自治体もあるし、全額利益に入れている自治体もあるそうです。これどっちに入れたって同じなんです。先ほど本日の委員会の議題で、未処分利益剰余金の処分というようなことをおっしゃってますが、一般の企業会計でありますと、これ前にも申し上げたと思うんですが、利益がありますと配当の負担がある、あるいは税金の負担がある、法人税の負担があるということですが、公営企業にそんな負担はありませんので、どっちに入れても資本で入れても利益で入れても最後は資本金の次のところの利益剰余金の区分に載ってくるか、資本剰余金の区分に載ってくるかの違いであって、全体が資本であることは間違いない。儲かったら資本が増えていきます。損をすると資本が減っていきます。そういう仕組みになっていますから。あまり意味のないことなんですが、まあそういった例からいうことでございます。今年、特に資本的支出が、三井の浄水場でしたかね、改修がありましたので、資本的支出は例年よりまだ多くなっております。

その次、4ページの真ん中、設備の新設状況でございますが、これは

今申し上げましたように、例年より設備投資は少し多く執行されております。そうしまして、資本的支出の方は、建設改良費で1,500万ほどの不用額、収入の方では収入予算に未達であります。これは、そのうち大きなものは企業債、借入金を2千万少なくしたということで、借入金をそれだけしなかったということ。これは結果的に良かったということになるかと思えます。それから建設改良費が1,500万の不用額で、執行率が93.7%というふうになってはいますが、これは予算額は予定価格で予算を組んで、実際は、決算はそういった工事については落札額ということになりますから、必ずこれは落札率が低ければそれだけ執行率が低くなる。だから、93.7%というのはそういった執行率の平均値かなんかそれに近い数字になっているんだらうと思えます。そういった状況でございます。

それから設備の状況、記載のとおりでございます。その収益的収支については余りますが、資本的収支で不足して、さらに内部留保あるいは自己金融、減価償却費だとか、そういったものの資金の範囲で設備の新設改良が行われております。今申し上げたように、三井の浄水場の改修工事で例年よりは設備の新設金額が少し膨らんでおります。記載のとおりでございます。

それから4ページ、業務の執行状況でございますが、決算の参考資料の34ページあたりに書いてありますが、給水戸数はそこに34ページに記載してありますように、給水戸数の純増額、要するに全体の総給水戸数でございますが、41件、開栓も閉栓も新設もありまして、41件増加して1万478件、これは過去5年間を見ますと、平成19年は99件の純増、20年が113、21年が84、22年は68、今年は41と、年々年々どんどん減ってきております。やがてこれは、そういった純増額はどっかで止まる時がくるはずなんです。どんどん減ってきているということで、それだけ給水へもっていく。あるいは、先ほど申し上げた新規加入に際して、賦課するとか、お貰いになる給水負担金、工事負担金こういったものも年々減っていくということも見込んでおかなければならない。要するに収益も減つ

てくる。その分、給水分担金という名称の収益も減っていくということになるかと思います。それから、給水場は第4表のとおり、やはり減少してきております。当然だから、有収水量も過去3年間は減少してきております。有収率は、去年は95%で、今年は95.4、再びおとしの水準にもどりました。ずーっと過去、平成18年だったかな、この年が94.6%という年もありましたが、それ以降はずーっと95%台をキープしているということで、非常に一般平均値、決算の後ろの方に平均値が出ておりますが、全国の平均値よりずっと高い有収率であると、だからまあ漏水率が低いという、歩留まりのよい給水をなさっているということになるかと思います。

それから、5ページの経営成績でございます。経営状況が良かったか悪かったかということでございますが、先ほど申し上げましたように、減収、減益でございますが、まあまあの決算の数字であります。そこにその内容について説明しております。10ページの比較損益計算書を見てもらったらいいんですが、前年と当年の比較でございますが、10ページ。売り上げ、要するに営業収益は7億1,300万から6億9,800万、約1,500万減少しております。しかし営業費用のところを見てもらいますと、真ん中のところ、去年が6億3,800万、今年が6億3,800万、わずか18万7千円減っているだけでございます。営業収益が1,500万減っているにもかかわらず、営業費用はわずかほとんど前年と変わらない。なのに利益はできているというのは、下のところの営業外費用というところの支払利息、これは、おとしに高い利子率の企業債、借入金を繰り上げ償還しまして、低い企業債に借り換えたということで、平均利子率が下がった、しかしもうこれ以上引き下げるといことは、借入金の残高が減っていく部分しか減ることはありません。利子率を下げるといことはもうあとはありませんので、そんなに今後は支払い利息の減少もないと思われます。だから、この営業経費をいかに、ずっと営業収益の落ち込みと同じぐらいに削減しなければ、給水収益が減っていくわけですから、今言ったように給水負担金も減っていきます、新規加入が減っていきますとね。だから、このまま

でいくと、まったく今年と同じ状態だとすると、今年のような決算の利益はでないということになります、今の前提でいくとね。なおかつ後ろの方でまた申し上げますが、去年は電力料がだいぶ上がっております。関電の電力の割引がなくなったようでありまして、それで何百万か電力料が上がっております。そういったコストアップの、そういう面も出てきております。そういったことから、このまま、いい決算が続くかどうかというのはなんともいえないところでございます。まあ経営成績についてはこういう状態でございます。

それから6ページの財政状況、これは財産の状態がどういうふうになっているか、これは比較貸借対照表が11ページにでておりますが、総資産が66億6,700万、去年が66億5,800万で、少しまだそこに記載のとおり総資産は増えております。ばかでかい図体でございます。66億の規模でもって運営しておるとここに書いていますが、66億6,700万の総資産のうち、実に62億7,100万は有形の設備関係、資産であります。内、本当の資産という、これだけの価格かわかりませんが、土地がその内4億3,500万、あとは全部建物であるとか、あるいは井戸の浄水の、井戸の機械であるとか、あるいは大半は配水管、これまあ資産といってありますが、こんなもの畳んでしまったら一銭の値打ちもありません。これは会計上資産であって、財産価値はないというふうに見なければなりません。だから66億資産があるということ、実態は、これを見ると財産価値としてはとてもそんなものではないというふうにご理解してもらわないと、会計というのはそんなものでございます。資産というのは将来その資産を利用して、そしてどれだけの収益を生むか、それを逆算して現在価値に割り引いて、資産というのは今価格を決めるというような時代になっておりまして、伝統的な会計では、一旦設備投資したものは、その使える期間をその減価償却という手法で持って経費にしていこうという、疑いなしに伝統的にそういう会計、今でももちろん簿記の教育ではそんなふうに教えておりますが、今日会計というのは経済実態を表さなければならないという時代になっておりまして、それは実態ではないということで、今や資産価値はどん

どん引き下げて将来収益を生まない部分は落としてしまうという時代になっております。それから言うと、今のこの資産状態が適正かどうかというのはなかなか難しいところであります。

そこで、6 ページの下のところ、下から6 行目ぐらいに、自己資本構成比率78，8%と書いてます。前年度が77．5%で、全体のその資産のうち、借金はわずかであると。だから、自己資本が非常に高い、非常に安定した財政状態だということを説明しておるんですが、今言いましたように設備の価値が62億も3億もない、これが仮に将来収益を生むとしたら、20億ぐらいだということに評価額を変えたとしますと、78%の自己資本比率は40%ぐらいに下がってしまいます。40%ぐらいだったら並みの企業、60%超えるとそんな企業絶対に倒産しないという数字なんですけど、この数字を見る限りは70何%ですけど、なんともその辺は、まあまあこれは分析で一般にそういうふうに分けて、企業の外から企業の中を見るときに使う分析の手法でありますから、それだけを見てなんともいえませんが、まあ、そういうふうに分けるとそういうことになる。それから7 ページ、キャッシュフロー、これはどこから資金が1年間入ってきて、どこへ出て行ったかという分析でありまして、キャッシュフロー計算書が12 ページに示してありますが、見ていただきますと、要するにキャッシュインとキャッシュアウトの対比でございます。一番しよっぱなに(1) 営業活動によるキャッシュフロー、これは要するに営業活動をしてお金がどれだけ外部から入ってきたか、要するに売り上げの収入、それから経費の現金支出を引いたらどうなったか、これは1億9,500万、当年度お金を余らせた。それから投資活動によるキャッシュフローというのは、これはいろんな設備投資であるとか、いろんな、うちはそんなことしませんが、有価証券の運用にお金を回したとか、そういうことになりますと、投資活動でキャッシュフロー、これはまあ出て行くほうでありますけど、営業で稼いだキャッシュフローが1億9,500万で設備投資やなんやかんやに使ったキャッシュが2億5,700万程度、だからそこでマイナス出てます。稼いだ金よりも設備に出ていったお金の方が多い。通常ここはプラスに

ならないと経営的には苦しくなるというんですが、それはある年度に限りますと、逆の場合もいろいろありますので、平均的にそういった状態がいいということになるかと思います。当年度は先ほど申し上げました三井浄水場の改修工事、いろんな関係で設備投資がやや多かったということで、設備投資キャッシュフローが、キャッシュアウトが多かった。で、財務活動のキャッシュフローというのは、借金をしたとか、あるいは資本金を株主からさらに増資の資金を入れてもらって資本を増やしたと、そういうことを言うんですが、本年度は若干、1千万ほど営業活動で資金が入ってきたという計算。で、結局1年間で5,100万円お金が出ていった、出て行ったほうが多い。去年は3億600万円お金あったけど、今年は5,100万減って、年度末には2億5,500万の手元資金が残ってますよと、こういうことです。手元資金は減っておりますが、このキャッシュの状態から見て、全然資金繰りに現在のところ問題があるというような数字ではございません。

それから、7ページ、(7)損益分岐点分析、これは経費ですね、営業経費には、固定費というのと、変動費というのが、必ず詳細に分けますと、変動費であったり、固定費がありまして、正確な区分はできないんですが、営業活動がどんな増えても減っても、売り上げが減っても増えても余り変わらん経費、これが固定費といいます。売り上げが増えれば比例して増えていく経費を変動費といいます。そういった変動費と固定費を組み合わせまして、どのぐらいの売り上げをすれば今の利益率でいくとペイするか、どの時点で赤字と黒字が分かれるかというのを損益分岐点といいます。損益分岐点がその7ページの真ん中の下に書いてございますように、去年より損益分岐点は低くなったということは、売り上げが少なくてもいいということに、194万低下したということになっておりますが、しかしそれ以上に売上高がどんどん下がっておりますので、売上高に対しては、損益分岐点は90.9で、前年度の90.4から90.9に上がってやや良くない数字であるということになっております。それはまあ何でかということ、先ほど申しましたように、電力料が上がったというのが大きな原因だろうと思います。今後はね、電力

料金がどうなるかで変わるんですが、さらに苦しくなるかも知れません。あるいは売り上げ、給水収益が下がっていきますから、そういうものを盛り込んでいくと、損益分岐点はどんどんどんどん上がっていくということが考えられるのではないかというふうに思います。

最後 8 ページ、これは監査委員の決算に対する纏め、見解の纏めでございますが、表現的には前年度比当期利益微減、過去数年間の平均利益にほぼ近い。相変わらずの好決算でありますというふうに冒頭に申しあげておるんですが、4 行目以下に、しかし、安心していられるのかどうか、なんとなしに感じがずっとそのままでいいかという感じ、違和感が感じられるというふうに、今後はっきりしないけれどもなんかそういう安心してられないような感じがするのではないかというようなことをちょっと申し上げておりますが。7 行目、まず第 1 点と書いてありますが、そのへんで給水収益が回復することはないだろうと、下がっていくことはあっても戻ることはないだろうと、どんどんどんどん水を使わなくなっている、いろんな洗濯機やなんやかんやしても水をあまりいらないような機器に変わってきている。だから給水コストが増えてきているにもかかわらず給水は減ってきている。給水収益は増えない、これは値上げをしないという前提ですよ、料金上げればもちろん増えますが、給水収益それが増えない。それから、そういうことで収益の方は減ってきている。

それから、13 行目、第 2 段目、経費のコントロールが今年は 18 万 7,000 円、営業費用が減らしたということになりますが、経費を大きく下げようと思えば、人に手をつけないといけません、人の問題ですね、どんな大会社でも皆そうです。人の問題は最後やと言うんですが、他の経費で削減できるところがあればなるべく抑えていく、そしてそれでも収支が合わなくなると最後は人に手をつけて、要するに人員削減せなしゃあない、あるいは賃下げせなしゃあないということになりますが、それをやればいっぺんに経費もコントロールできます。しかし、それをのけて抑える経費はもうぼちぼち限界に来ているのではないかと、年度によっては抑えることはできます。今年は修繕止めとこうと思うと、そ

の年は修繕やらないと、大口の経費であります修繕費をやめればいけないことになりますが、そういう単年度ではそういうことはできても、ずっとそれを毎年続けられるかという、そんなわけにはいかない。修繕は当然回ってくるんですね。経費のコントロールもかなり限界になってきている。

それから、ここがポイントなんです、下から4行目、第3点と書いてありますが、設備が先ほど申しましたように、毎年膨らんでいって、膨大な設備になっておる。設備が大きいということは、将来に減価償却費負担がどんどんどんどん増えていくことになります。そうすると、給水収益が下がっていくのに、減価償却が逆に増えていくということになりますと、利益を圧迫してしまう、利益が出ないような体質になっていくということになりはしないかということで、この辺、今現在、設備をどんどん増やして将来の減価償却費を増やしていくということになりますと、段々少子化、人口が減ってくる、水も使わない、一生懸命水を節約してしてんの、そうすると料金上げてもらわないと収支合わないからというて公共料金の水道料金を上げざるを得ないようなことになるかもわからない、そのままいくとね。だから、現在のいろんなそういう将来負担をつくっておいて、それを将来の利用者に負担してもらうというのも、あまり合理的とはいえない。だから、そういった意味で、この設備の膨大化というのは非常に問題があるのではないかとあります。これはやむを得ないんですけどもね。だから、設備を膨らまさない方法、なるだけ例えば、資本的支出というのがありましたね、はっきり配水管を増やしたと、これははっきりした資本的支出でありまして、配水管の個別管理もしなければならぬので、資産に上げるという、そして個別にどこの配水管何メーター、これはなんぼでつくったものやということを帳簿に挙げて減価償却をしていく、これは当然のことなんです、そういう個別管理的にできない、あるいは資産とみるのかどうか、修繕費でもいいのではないかと、なんぼ金額が大きくても個別管理しにくいとか、それがその効果あって、その設備として生きていくのかどうか、要するに修繕的な資本支出ね、こういったものはあまり資産に挙げないで収益

的支出、要するに経費で修繕費処理するような処理方法の工夫、あるいは減価償却1つにとりましても、今現在は新規に設備した償却は通常どんな企業行きましても、全部設備投資をしますと、それが稼動した時点、それを動かした月から減価償却を開始します。だからこの6月なら6月に設備が完成して、この6月から動いたということになりますと、平成24年6月分から減価償却します。3月決算としたら12分の10の減価償却を計上するんですが、うちの水道は基本的に公営企業法規則かな、なんかのところでは、まず第一に基本的にといいますか翌年度からの減価償却なっています。書かれてあります。それから、しかし当年度から減価償却してもよろしいよという選択適用なんです。減価償却の方法もいろいろありまして、定額法、低率法、あるいは取替法、いろいろ書いてありますが、定額法でも定率法でもいいということになっておりますが、定率法でいくと、当初にどんどん償却費があがります、経年につれて償却の額が減っていく。なぜそういう方法が、本当は均等償却がいいはずなのに、なぜそういった償却方法が採用されるかという、それは私企業の場合は、民間企業の場合は、利益管理、利益調整という問題もありますが、設備というのはだんだん年数を経るにしたがって機能が落ちていく、そして修繕費がかかる、そうすると修繕費がだんだん年数がた経つとかかるんだから、償却費は初めは多いほうがいい。初めものすごい多く償却してだんだん償却額を減らしていく。それがまあ定率法による償却の計算方法なんですが、償却をうちは定額法でやっていますが、定率法の方がよくないかというふうに申しあげておるんです。そういう具合に、いろんなそういう手法、現在のできる手法の範囲内で最大限そういうふうになれば、設備投資の膨らんでいくのが少しでも抑えられる。むしろ下げていけるんじゃないかといったようなふうに思ったりします。どっちがいいか、なぜ採用したかという、いろんなそれは理由があつて、その方が合理的だということで、恐らく当初は採用してたんでしょうけれども、以前のように利益が出ない、一般会計から補助金も出さないかん、金利の補填もするというような時代ではなしに、今は大方、業績がよくなってますのでね。だから償却方法も見直してみるとか、なる

だけ設備投資、具体的な個別管理しないようなものは、修繕費か資本かわからんようなものは、修繕費処理できるような処理方法を考える、そういうことによって、将来の減価償却を減らしてあげるということが必要ではないかと、そういったことをその辺で書いておる。

9 ページの上から2段目のところに書いてある、どういうことを言っているかということ、今は世界の会計の流れというのは、実態を表す会計、伝統的な減価償却というのはその資産を買って設備投資したら、それが使える間に渡って、それを耐用年数だといって償却するというのが簿記が教えている、昔からの経理学校で教える簿記、1級や2級の簿記で教えている方法、今でもそれは教えているだろうと思いますが、違うんですね、収益を生む期間で償却しなければならない。なんぼ50年もったかて、20年ぐらいまでは間に合って、あとはだんだん間に合わん、そこから先は償却負担はあっても時代が変わったらそんなもん使えるかどうかかわからん、そんな設備はね。ということになると、それはそんな長い間かかって償却していたらいけない。もっと短い年数で償却しなければ、あるいはそれが明確になった時点で一次償却、減損処理といいます、一気に帳簿価格を落としてしまって、それを特別の損だということで、今、大会社の決算の発表を見ていただきますと、今年は減損処理をしたために、何億円や、何十億、何百億赤字になったとかいう報道がいろいろ出ておりますが、そういうことをするわけですね。将来回収できないという原価はもうあらかじめ落としてしまうという、そういう処理をしないと、企業たたんでしまったあとに、資産何もない。特に極端なものは、合併するとか、あるいは企業を再編するとか、あるいは民事再生するとか、会社を更正するとか、そこまで良好な会社といわれているものがなにもない。大赤字ばかりで借金ばかり残っている。それはそういった過大な処分できない資産を持っているからね、だからそういったものはだめ。含み資産を持っていたても、含み資産を適当に業績の悪い年度で売ったりして黒字を出すとか、あるいは、そういった評価額は高いけれども、資産価値がないものを、ようけ利益が出た年に適当にそれを売って損をだすとか、そういう手法を皆企業はやってきている。だから、

そういったあほなことをさせないということで、今、経済実態、毎年の決算は経済実態を表したものでなければいかんという、それは世界の国際的な流れであります。今、非常に会計というのは複雑になっておりまして、やがてそういった減損処理も公営企業にも適用される時代がくるのではないかと。で、先ほど言うておりました、工事負担金かなんかで取得した資産というのがありまして、工事負担金は資本になっておりまして、工事負担金でつけた設備、配水管かなんかは減価償却をしない、そういう処理をしておりますが、これ今度はいつかわかりませんが、工事負担金を収益に入れている、そして工事負担金で取得した設備も全部減価償却するというふうに、近々変更になるはず、変更なって、適用がもうすぐなのかな、そういう具合に会計というのは制度しょっちゅういじられております。会計の制度をどの辺に組みかえるか、どっから光当てるか、どう見るかによって、こういった会計の計算というのはころっと変わってくる。前にも私申し上げましたが、自然科学、理科系の学問の計算と、こういった会計の計算とは全然違います。会計の計算はずっと同じようなやり方を毎年、連年やっていくと、そうすると年度によっていじくってないから、それは正しいと。単なるそういう計算であります。そういう計算が絶対的に正しいというものでもなんでもありません。だから、会計というのはそういうものだということです。そういったことで、なるべく償却を早期にできるような方法を考えていただいて。今現在は、余計なことですが、もう設備の償却ではなしに、資産を最後やめてしまう時に、解体撤去費用がいります。建築してたものが最後やめる、それをこぼってしまっただけで使わない、解体撤去費用がいります。解体撤去も全部経費に今から落としていかないかんというのが今の会計。だから、今の会計は、簿記の1級や2級を勉強してきた人は、とても追いつきません。素人が、手がでないような時代になっております。ただし、その会計を大企業とかそういうところだけの適用でありまして、中小企業はそんなことしてません。どこもしてません。けども、こういった公営企業あたりは遅れながらそういったものの適用は、やがて、長年の経過をみてますと来るかもわからないですね。そうすると、減損という

こと、またあり得るかもわからない。

長くなってすいません。要は、将来のコストアップ原因を、私はなるべく下げておく、給水量が低下していても減価償却費やとか資産減耗費の負担が増加して、逆に料金をそんなときに上げないかんということ、なるべく下げるために今から、そういう業績のいい間に落とせるものは落としていくような処理方法を工夫して、早期償却を少しでも研究していくというようなことが必要ではないか、ということが私の申しあげたいところであります。

で、決算は、正確であります。間違いありません。伝統的な会計では、まったく正しい処理であります。なんら誤りもありません。ただ、そういったことで、会計を戦略的に考えるという、将来を見据えた、戦略的に考えるという点では、もう少し工夫があるかなということが私の意見でございます。

すいません。長くなりました。

ご清聴ありがとうございました。

委員長

辰巳代表監査委員におかれましては、大変ご苦労さまでございました。

ただ今報告を受けました決算審査意見書については、なにかお尋ねになりたいことがございましたらお受けいたします。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって決算審査意見書に対する質疑を終結いたします。

辰巳、中川両監査委員さんには、あらかじめ決算審査意見書の報告の後、退席の申し出がございましたので、これを許可いたします。

両監査委員さんには、水道決算審査にあたり、詳細なご報告をいただきまして本当にありがとうございました。心よりお礼を申し上げます。

暫時休憩いたします。

(午前 9時46分 休憩)

(午前 9時47分 再開)

委員長

それでは、再開いたします。

平成23年度斑鳩町水道事業会計決算について、平成23年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、一括して説明を受けることといたします。理事者の説明を求めます。

谷口上下水道部長。

上下水道
部長

それでは、認定第2号、平成23年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について及び議案第26号、平成23年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてのご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(認定第2号議案書朗読)

上下水道
部長

次に、

(議案第26号議案書朗読)

上下水道
部長

それでは、平成23年度斑鳩町水道事業会計決算書によりご説明を進めさせていただき、併せて平成23年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての説明をさせていただきます。

まず、決算書の12ページをお願いします。

1. の概況につきまして、朗読をもってご説明を申しあげます。

(1) 総括事項のうち ア、業務状況でございます。本年度の業務量につきましては、契約件数が前年度より41件、0.4%増加し1万478件となりました。一方、年間総給水量は前年度と比較して3万8,112立方メートル減の314万986立方メートルとなりました。

1戸当りの使用量は、口径20mmで1ヶ月平均21.4立方メートル、

前年度 21.6 立方メートルとなり、年々減少傾向にあります。

また、県水受水量は、前年度より 2 万 4,538 立方メートル減の 207 万 7,247 立方メートルとなりました。なお、有収率につきましては、95.4%と昨年度 95%と比較いたしまして 0.4 ポイント増加いたしております。

次に、イ、建設改良費でございます。配水設備では、老朽管更新事業で工事 1 件・委託 1 件、新設改良事業で工事 3 件、公共下水道築造工事で工事 5 件、委託 5 件であり、管延長 2,084 m、前年度 2,046 m の工事などを行い各地域への給水に必要な施設の整備に努めました。

また、本年度の石綿管の更新は 402 m、前年度 503 m を実施いたしております。浄水場設備では、三井浄水場計装設備改修工事を、取水設備では、7 号一の坪の取水井戸のポンプの入替及び井内の浚渫等を行い、適切な維持管理及び自己水の確保に努めました。なお、建設改良工事費は、前年度より 7,503 万 1,950 円増加の 2 億 2,655 万 7,450 円となりました。

14 ページから 15 ページをお願いいたします。各項目の工事別に工事、内容、金額、工期等をお示しいたしております。

なお、配水設備改良費は、いかるがパークウェイ築造工事等に伴う配水管新設、老朽管更新、下水道関連工事等で 1 億 1,178 万 9,300 円、15 ページをお願いいたします。浄水場設備改良費で 1 億 969 万 6,650 円、取水設備費で 507 万 1,500 円、合計 2 億 2,655 万 7,450 円であります。また、施工にあたりましては、本年度も突発的な配水管事故での断水区域の範囲を出来得る限り縮小するため管路のループ化及び仕切り弁の設置等管網整備に努めているところでございます。

それでは、12 ページにお戻りいただけますでしょうか。ウの財政状況につきまして朗読をもちまして説明とさせていただきます。営業収支は、5,970 万 8,625 円の営業利益、前年度 7,423 万 7,671 円となりました。営業収益のうち給水収益等は前年度より 636 万 4,277 円減の 6 億 7,517 万 5,900 円となり、営業費用は前

年度より１８万６，５１１円減の６億３，８５９万２，６３１円となりました。

主な内訳といたしましては、原水及び浄水費で、受水費等の減少等により６９０万１，７９０円の減、配水及び給水費では、修繕費等の減により４０９万８，４９４円の減、受託工事費で、修繕費等の減により５２１万６６円の減、総係費では、委託費等の増により６７６万５，０８５円の増、減価償却費、資産減耗費では、９２５万８，７５４円の増となりました。また、営業外収支では、受取利息などの営業外収益から企業債の支払利息２，７８４万４，２３３円などを差引き、２，７４５万７，７５３円の損失となりました。

以上これらの収支を差引した結果、当年度の純利益は、３，２２５万８７２円、前年度純利益３，４３２万８，６８６円となりました。

次に、資本的収支において、収入総額１億２，２９６万９，３５０円、支出総額３億３，８０８万４，７０７円、差引き２億１，５１１万５，３５７円の支出超過となり、この支出超過額は、過年度分損益勘定留保資金等をもって補填いたしました。

次に、１３ページをお願いいたします。まず、議会議決事項でございますが、いずれの議案につきましても、満場一致で議決又は認定いただいております。

次に（３）職員に関する事項の（ア）職員の配置状況をお示しさせていただきます。

次に、１６ページをお願いいたします。業務量に関する事項の説明をさせていただきます。行政区域内人口につきましては、２万８，５６１人で前年度より３９人の減であります。平成２４年３月３１日現在の人口でございます。年度末契約件数につきましては、１万０，４７８件で前年度より４１件の増加であります。年間総給水量につきましては、少子高齢化の進展や節水意識の向上などの傾向が見受けられ、前年度より３万８，１１２立方メートル減の３１４万９８６立方メートルであります。

県水受水量につきましては、前年度より２万４，５３８立方メートル

減の２０７万７，２４７立方メートルであり、年間有収水量は、年度より、２万３，０８０立方メートル減の２９９万７，０３１立方メートル、有収率は９５．４％でございます。

有収率につきましては、昨年度と比較しまして、０．４ポイント上昇し、依然高水準を維持しておりまして、水道経営、特に給水原価に大きく左右されますことから、漏水調査等を毎年度実施し、漏水箇所の早期発見に努めてきた結果と考えております。なお、平成２２年度の全国平均につきましては９０．１％となっております。今後におきましても、引き続き漏水調査を実施しながら、漏水箇所の早期発見、早期補修に努め、有収率向上に努めてまいる所存でございます。

また、平成２３年度水道事業会計決算資料の資料３に、平成１６年度からの１戸当たりの口径別使用水量の推移及び給水収益の推移をお示しいたしております。資料３をお願いいたします。平成１６年度に比べ口径１３ｍｍで約１４％、口径２０ｍｍで約１１％減少しております。

おそれいます、決算書の１６ページにお戻りいただけますでしょうか。供給単価は、１立方メートル当たり消費税抜きで２２５円２８銭でございます。給水原価につきましては、１立方メートル当たり消費税抜きで２２０円でございます。

次に、１７ページをお願いします。（２）事業の収益及び費用に関する事項でございます。まず、①水道事業収益でございますが、前年度より１，４９４万７，３７５円減の６億９，９２８万７，３５５円であります。営業収益では、主に給水収益で１，４７１万５，５５７円減の６億９，８３０万１，２５６円であります。営業外収益は前年度より２３万１，８１８円減の９８万６，０９９円あります。

次に、②の水道事業費用は、前年度より１，２８６万９，５６１円減の６億６，７０３万６，４８３円でございます。営業費用では、前年度より１８万６，５１１円減の６億３，８５９万２，６３１円でございます。内訳といたしましては、原水及び浄水費で３億５，０１２万４，６９４円であり、その主なものは県水の受水費でございます。

配水及び給水費では、５，６５８万６，９７４円であり、主なものは

人件費と修繕費であります。

受託工事費では、５２１万６６円減の７７０万２，９３４円、総係費では、７，２７９万６，１５８円であり、主なものは人件費と委託料でございます。減価償却費では、３２９万３，６９１円増の１億３，７１３万４，８７４円、資産減耗費では５９６万５，０６３円増の１，４２４万６，９９７円であります。

営業外費用は支払利息の減少により、前年度より１，２６８万３，０５０円減の２，８４４万３，８５２円であります。

おそれいます。１８ページをお願いいたします。

④に給水原価構成をお示しいたしておりますが、構成比率が最も高いのが、表中の項目「区分」の４行目の受水費で４４．２％となっております。１行目の人件費は１２．５％、６行目の支払利息は４．２％、７行目の減価償却費は２０．８％となっております。

また、２４ページから２６ページに平成２３年度の収益的収支明細書を添付させていただいておりますので、これにつきましては、後ほどご参照くださいますようお願い申し上げます。

次に、１９ページからの会計であります。

まず、（１）固定資産の取得であります。これらの資産の取得金額につきましては、２８ページから２９ページの固定資産明細書の当年度増加額にそれぞれお示しいたしておりますので並行してご参照いただけますようお願いいたします。２８ページから２９ページでございます。まず、１９ページからでございますが、主なものは、構築物の管工事について、総延長２，０８４ｍで１億１，６０６万７，４６０円の取得であります。建設仮勘定につきましては、８６２万９，０００円であり、その内訳につきましては、２９ページをお願いします。表外下段に建設仮勘定の内訳を減少分と増加分として事業名、場所、金額をお示しいたしております。増加分として、老朽管更新事業に伴う配水管・導水管布設替測量設計業務及び北部配水池連絡管設計業務１，２８５万５，０００円、減少分といたしまして４２２万６，０００円であります。

次に、２０ページをお願いいたします。重要な契約の要旨であります

が、1千万円以上の契約は6件（前年度7件）で全て入札により契約を行いました。

次に、21ページ、企業債及び一時借入金の概況であります。前年度末残高が13億4,314万7,564円、本年度借入高が6,000万円で、老朽管更新事業と、配水管整備事業の財源として借入れを行いました。一方、本年度償還額は1億1,128万6,107円となりまして、本年度末残高につきましては12億9,186万1,457円であります。詳細につきましては、30ページ、31ページに企業債の明細をお示しいたしておりますので、これにつきましても後ほどご参照いただきますようお願いいたします。

次に（3）企業債及び一時借入金の概況の（イ）一時借入金でございますが、本年度中におけます、一時借入金はございません。

次に（4）その他の会計処理に関する事項について、でございます

（ア）は、消費税の関係でございます。確定消費税額は705万6,000円であります。なお、参考といたしまして資料1に消費税の試算表を添付いたしております。後ほどご参照いただきますようお願いいたします。（イ）他会計補助金につきましては、町の一般会計からの補助金はございません。（ウ）は、減価償却の会計処理方法、（エ）は、引当金の計上、（オ）は、たな卸し資産の評価基準及び評価方法について記載いたしております。

以上が企業債及び一次借入金の概況についての報告でございます。

次に、諸表の説明に入らせていただきます。

おそれいます、2ページから3ページをお願いいたします。収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。

まず、収入でございます。水道事業収益では最終予算額7億2,996万7千円に対しまして、決算額7億3,385万3,007円、差し引き388万6,007円の増となっております。

第1項の営業収益で予算額7億2,891万8千円に対しまして、決算額7億3,283万7,572円、差し引き391万9,572円の増。第2項の営業外収益では、予算額104万8千円に対しまして、決

算額101万5,435円で差し引き3万2,565円の減。第3項の特別利益では、予算額1千円に対しまして、未執行となっております。

次に支出でございます。最終予算額7億2,811万7,000円に対しまして、決算額6億9,376万4,464円で、3,435万2,536円が不用額となっております。第1項の営業費用では、予算額6億7,821万3,000円に対しまして、決算額6億5,840万7,267円で、差し引き1,980万5,733円の不用額で、不用額の主なものにつきましては、県水受水費、修繕費等であります。第2項の営業外費用では、予算額3,980万4,000円に対しまして、決算額3,535万7,197円で、444万6,803円の不用額となっております。

第3項特別損失、予算額10万円、及び第4項の予備費、予算額1,000万円につきましては未執行でございます。

次に4ページから5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

資本的収入で最終予算額1億5,423万5,000円に対しまして、決算額1億2,296万9,350円で3,126万5,650円の減であります。決算額の内訳といたしましては、第1項の企業債で6,000万円で、第2項の補助金では、842万5,000円、第3項の工事負担金で、5,454万4,350円であります。

次に資本的支出では、最終予算額3億5,341万1千円に対し、決算額が3億3,808万4,707円であり、不用額は1,532万6,293円であります。決算額の内訳といたしましては、第1項の建設改良費では2億2,679万8,600円、第2項企業債償還金では、1億1,128万6,107円であります。

また、表の欄外に明記させていただいておりますように、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億1,511万5,357円は、減債積立金300万円、建設改良積立金5千万円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額778万9,910円、過年度分損益勘定留保資金1億5,432万5,447円で補填をいたしております。

次に6ページをお願いいたします。損益計算書の説明をさせていただきます。1.の営業収益は、給水収益、受託工事収益、その他の営業収益の合計で、6億9,830万1,256円。2.の営業費用は、原水及び浄水費、配水及び給水費などの合計で、6億3,859万2,631円で、差し引き営業利益は、5,970万8,625円であります。

次に3.の営業外収益は98万6,099円で、4.の支払利息等の営業外費用は2,844万3,852円で、差し引きいたしますとマイナス2,745万7,753円となります。

そして営業利益から営業外費用を差し引きいたしますと、経常利益は3,225万872円となり、当年度純利益も同額の3,225万872円でございます。

前年度繰越利益剰余金は1,786万5,148円であり、その結果、当年度未処分利益剰余金は5,011万6,020円となりました。

次に7ページをお願いいたします。ここで、議案第26号、平成23年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてと併せてご説明をさせていただきます。この議案第26号につきましては、平成23年5月に交付されました地域の自主性及び自立性を高める改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第一次一括法による地方公営企業法の一部改正により、法定積立金とされておりました減債積立金、利益積立金の積み立て義務が廃止され、条例に定めるところにより、又は議会の議決を経て利益及び資本剰余金を処分できることとすること、それと、経営判断により資本金の額を減少させることができることとするなど事業体の裁量に委ねられたものでございます。

まず、剰余金計算書でございますが、当年度の利益剰余金の変動額といたしまして、表の中ほど当年度変動額の行でございますが、減債積立金で300万円、建設改良積立金で5,000万円を処分し、自己資本金に組み入れいたしました。その結果、表の最下段、中央より右側でございますが、当年度末利益剰余金残高は、利益積立金2,350万円、建設改良積立金1億3,000万円、未処分利益剰余金5,011万6,020円、利益剰余金合計が2億361万6,020円でございます。

次に当年度末資本剰余金残高につきましては、表の中央より左側の最下段でございますが、工事負担金、国庫補助金、受贈財産評価額の合計で、４３億６，１０６万２，７０８円でございます。

次に、８ページをお願いいたします。先ほど、６ページの平成２３年度斑鳩町水道事業損益計算書及び、７ページの平成２３年度斑鳩町水道事業剰余金計算書におきましてご説明をさせていただきました内容から、本決算書におきまして、平成２３年度斑鳩町水道事業剰余金処分計算書（案）としてお示しをさせていただいております。この表の右端の欄でございますが、当年度末処分利益剰余金５，０１１万６，０２０円のうち、減債積立金及び利益積立金として３００万円をそれぞれ積立て、さらに３，０００万円を建設改良積立金として積み立てたいと考えております。その結果、翌年度繰越利益剰余金といたしまして、１，４１１万６，０２０円となる処分計画でございます。

以上が、今回、決算の認定と併せて議会の議決をお願いいたします議案第２６号 平成２３年度 斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてのご説明とさせていただきます。

次に、９ページから１０ページをお願いいたします。平成２４年３月３１日現在の貸借対照表でございますが、まず９ページの資産の部でございます。有形固定資産の合計額は、中段にありますように、６２億７，１６８万２，８１８円となっております。

明細については２８ページから２９ページに明記をさせていただいておりますので後ほどご参照くださいますようお願いいたします。

次に、無形固定資産として２５万５００円、投資が５０万２，０００円で、固定資産合計は、６２億７，２４３万５，３１８円でございます。

次に、流動資産でございますが、現金及び預金が２億５，５６０万４，３４４円、未収金は、１億３，４５７万８，１４７円で、この内訳につきましては３６ページの未収金一覧表に明記いたしておりますので後ほどご参照をくださいますようお願い申し上げます。

引き続き９ページでございます。貯蔵品４７４万１４９円、流動資産合計で３億９，４９２万２，６４０円となり、資産合計が６６億６，７

35万7,958円となります。

次に、10ページをお願いいたします。負債の部でございます。固定負債といたしまして、修繕引当金650万円、これは年度度末引当金350万円に本年度300万円を積み立てた額であります。

次に、流動負債でございます。未払い金は、1億741万1,539円となっております。この内訳につきましては、36ページの未払金一覧表にお示しいたしておりますので、これにつきましても後ほどご参照くださいますようお願いいたします。

次に、前受金は、11万5,095円、預り金といたしまして787万7,693円、これは下水道料金等の預り金と、出納事務取扱金融機関及び検針業務委託業者からの担保といたしまして、それぞれ10万円がございます。以上これらを合わせまして、流動負債の合計が、1億1,540万4,327円で、負債合計では1億2,190万4,327円となります。

次に、資本の部でございますが、自己資本金6億8,891万3,446円、これは水道が一般会計から企業会計に切り替わった時の分を資本金に充当させているものに一般会計からの出資金及び積立金処分額を加えたものであります。さらに借入資本金といたしまして、企業債12億9,186万1,457円でございます。こうしたことから、資本金合計は19億8,077万4,903円となります。

次に剰余金でございますが、資本剰余金といたしまして、先ほど7ページでご説明いたしましたとおり、工事負担金等で合計43億6,106万2,708円、利益剰余金といたしましては、利益積立金2,350万円、建設改良積立金が1億3,000万円、当年度未処分利益剰余金5,011万6,020円で、利益剰余金合計といたしまして、2億361万6,020円となります。そうしたことから、剰余金合計は、45億6,467万8,728円であります。結果、資本合計は、65億4,545万3,631円となり、負債・資本合計いたしまして、66億6,735万7,958円となります。

次に、37ページをお願いいたします。内部留保資金明細書でござい

ますが、これは企業の運転資金と言われるものでございます。

このページの中ほどで表最下段の合計欄にございますように、前年度からの繰越額は3億7万7千円で、当年度発生額は2,055万8千円の減額となり、翌年度繰越額は、2億7,951万9千円となりました。

次に、38ページには水道経営状況の推移分析に参考といたしまして、過去4年分の累年別損益計算書を、また39ページには累年別貸借対照表をお示しいたしておりますので、経営分析のご参考にしていただけますようよろしくお願いいたします。

また、40ページ以降には主な経営の分析比率表をお示しいたしており、右端に全国平均の数値を掲載いたしておりますので後ほどご参照くださいますようお願いいたします。

次に資料－3をご覧くださいませようよろしくお願いいたします。1戸あたり使用水量年度推移でございますが、各口径ともに平成16年度より毎年度減少傾向になっており、給水収益では平成16年度より約5,500万円程度の減少となっております。

次に、資料－4の石綿セメント管の改良状況でございます。平成23年度では402mを改良、平成24年度では580mの改良を予定いたしております。

次に、資料－6の財政推計表でございます。資料6をお願いいたします。平成33年度まで推計いたしております。中ほどにあります収益的収支差引(a)－(b)の欄をご覧くださいと思います。平成21年度は約2,492万円の利益となり、平成22年度では約3,433万円の利益、平成23年度では約3,225万円の利益が発生いたしております。推計では、平成24年度以降も利益が発生し推移できると予測いたしております。

一方、資本的収支は下水道関連工事、石綿管や塩ビ管及び施設等の改良費用などが発生し、一番下から2行目の運転資金としての当年度補填財源は、平成23年度で2億8千万円程度となっております。

これらのことから、現在、試算しております財政推計では、社会経済の大きな変動が無く、県営水道の値上げがないと仮定した場合、本町の

水道事業は、ほぼ安定に推移するものと考えております。

最後に、水道は住民が生活していくうえで必要不可欠なライフラインとして、生命と暮らしを守るという極めて重要な役割を担っております。一方、今日の水道事業は施設の大量更新の時期を迎え、その計画的な改良、更新を初めとして耐震性強化によるライフライン機能の向上、安全で安心できる良質な水を供給するための水質対策など様々な課題を抱えております。そのような中で、施設・設備の更新、サービス水準の向上を着実に進めながら経営基盤の強化を図るためにも、経営の効率化を念頭におきながら健全な水道事業会計の運営に努めてまいり所存でございます。

更に、予算、決算の状況につきましては広報誌を通じてお知らせいたしておりますが、水質検査等のデーターも、引き続き定期的にお知らせしてまいりたいと考えております。

以上で、認定第2号、平成23年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について及び議案第26号、平成23年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜わりまして、何卒、原案通り認定若しくは議決いただけますようお願い申し上げます。

委員長

ここで10時35分まで休憩いたします。

(午前10時19分 休憩)

(午前10時35分 再開)

委員長

再開します。

吉野委員が体調を悪くされましたので、退席されていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員

今回、決算審査の意見書や決算書を見させていただく中で、率直には

感想としては、会計の運営については順調に、良好にっているなというふうに思っています。そんな中で、やっぱり今後の、会計上のいろいろ問題点なんか、監査委員さんも指摘されましたけれども、そういうこともある中で、いくつかお尋ねしたいと思います。まず、県水の問題ですね、いつもこれ決算のときには、水道決算のときには質問出ていますけれども、県水の依存率は、前年度と同じで66.1%ということですが、今、元々、契約水量というのが決まっている中で、町長ががんばって、少しでも自己水を増やすということで、県とも交渉していただいていますけれども、今後、県も、県水の価格の動向なんかどういうふうに言っているのかなと、まだ発表されていないかなとも思いますけれども、やっぱり自己水をなるべく増やしていくという考え方で、県水についても県と交渉していただきたいなというふうに思うんですけれども。不用額の中に県水の受水費も入ってまして、実際、契約水量がいくらで、実際に使われた水量、で、不用額であがっている分との関係ですね、そのへんについて、お尋ねしたいと思います。

委員長 谷口上下水道部長。

上下水道部長 もともと、契約水量につきましては208万トンで契約をいたしております。で、実際、予算計上するうえでは、万一のことを考えまして、約5万から7万トン余分に予算計上しております。それは、非常事態のことを考えての考え方でございます。そして、実際、決算上では207万7千トン程度になっていると思いますが、これにつきましては、県の締めの日とちの関係で、1週間ほど、町の締めの日とちの関係で誤差がございます。ですから、2,500トンぐらいの誤差が発生しているということで、実際、契約と履行しているのは間違いないということで、ご理解いただきたいと思います。

木澤委員 これね、契約している水量、がんばってっというか、使わざるを得ないというような状況の中で、今後、県の県水の価格がもし上がっていく

と考えられないことはないですけども、そうしたなかでも、契約水量と
いうのも変更というのは、交渉はできないのかなと思うんですけど。

上下水道
部長 全体的な動向をみるなかで、契約水量につきましては、前年度に県と
協議する必要があるわけでございます。ですから例えば今、年々受水量
が減っていております。そうした中で、それも踏まえたなかで、県と
十分検討して予算計上していている状況でございます。

木澤委員 また今後も、そういう形で、なるべく自己水を増やしていくという方
向でがんばって交渉していただきたいと思いますので、よろしく
お願いしておきます。

それと、財政推計表の中で、先ほど、部長、運転資金のことも触れら
れて、良好に運営はされているということで示されているんですけど
も、これ、給水量なんかが減って、収益は下がってくるなかで、27年
度から資金がふえていくという推計になっていますけども、これはどう
いう理由によるものなんでしょうか。累積補填財源の。

上下水道
部長 実際、27年度以降は大きな建設改良事業がなくなってきます。そし
て、あと、地方債の償還、企業債の償還ですね、それも減ってくるいう
ことから、こういった状態になるということでご理解いただきたいと思います。

木澤委員 監査委員さんがいろいろ心配もされていましたが、給水収益な
んかが減っていくなかでも、投資とか起債にかかる償還なんかが減って
いくので、しばらくは良好な形で運行できるというふうに理解しておき
ます。

それと、資料出していただいているんですけども、その資料の5です
ね、私見させていただく中で、過年度の未収金、このなかで理由が不明に
なっているというのは、どういうことなのかなと、ちょっと思ったんで
すけれども。

上下水道
部長 これにつきましては、徴収の段階で、居所が不明といいますか、どこに居られるかわからないという状況の分と理解していただきたいと思います。

木澤委員 わかりました。あと、総括質疑でもされてましたけれども、例えば、水道管が破裂して、その水が漏れたというのを、損益として計上するという会計方法ができないのかという質問がありましたが、きちっと有収水量とそうでないというふうに分けていくというようなことについては、これは会計法上としては出来るんですかね。

上下水道
部長 実際のところ、不慮の事故というものがございます。そうした中で水が出ていっているというのは確かにございます。しかしながら、そういった有収水量の残りの不明水量ですよね、そういったものにつきましては、いろんな要素をもっている水量がございますので、そうした形で損失に計上するとかいうような形は、今のところ、どこもとっておられないということで理解していただきたいと思います。

木澤委員 その不明水量ということで、一定、だいたい、どれくらいの不明水量があったのかということ自体は把握はされているというふうに、総括質疑のときにも答弁されていたと思うんですけれども。そうすると、そのときに、住民さんへの補償という考え方なんかも提案されていましたが、以前に、五百井のところで水道管破裂して、広範囲に影響が出ていたと思うんです。で、水道をタンクに入れて配っているというような状況もありましたけれども、どうも話をお聞きすると、まわってきかなかったよと。広報については、まわるように指導していただいているみたいですが、お水持ってきてくれてなかったという話を聞いているんです。そういう形で、住民さんに迷惑をおかけして、その分の対応ということでしていただいている中で、確かに緊急の対応なんで、人手も足りなかったなということも想定はされるんですけども、やっぱり来

なかったよという話も聞くと、そういう緊急時、また今後、災害時なんかの対応も必要な中で、そういった対応について、部長のほうで、今後の対応について、どう思っているのかお尋ねしておきたいと思います。

委員長

小城町長。

町 長

この関係等については、こういうことが起こった中で、町としても町のほうから5人ほど職員を派遣させまして、今、木澤委員おっしゃるように、来なかったよというよりも、そういうことを聞かれるけれども、やっぱりそういう連絡を十分していただいたらいいんですけれども、なかには、やっぱり留守のところがりますから。やっぱりそういうことも、自治会長からも、ひとつお願いしますよということで、回っていただきますし、南服部あたりでもそういうことでいっていただけてますから。割とそういう点については、できるだけ努力はしたという中で、やっぱりそういう関係については、そりゃあ行っても、私どもそんなことは聞いてませんよという人もございますけれども、できるだけそういうことは速やかに、そういう連絡、意思の疎通というのは図っていかなかったら、やっぱりこういうまだ水道の関係ですけれども、もっと大きな事故がおこったときには、やっぱり連絡等、十分検討していくと。私どもも、町の職員は、水道課の関係で、5人ほど、さっそく副町長から指示を仰いで、5人を適宜配備していますから。ある程度、そういう点では、住民の方々等については、自治会長さんとも連絡をとりながら、密にやっていただいたことは評価されると思っております。

木澤委員

確かに服部のほうやと、自治会長さんもいっしょにまわってきてくれはったとか、連絡いただいたと、いうこともお聞きしているんですけれども、そういうふうには連絡が取れるところはいいいんですけれども、ご不在やったりして、連絡が取れなかったりとか、いうことがあったり、また広範囲になると、やっぱり5人緊急時に対応していただきますけれども、それだけじゃもう手が届かないという状況のなかで、町内業者さん

との緊急時の連携体制とか、そういうところの体制については、どういうふうになっているんですか。

上下水道
部長 まず1点、漏水事故等の場合には、業者さん等につきまして当番制を設けております、当番で間に合わない場合には、それぞれ組織としてツリー状に業者が協力して来ていただくような体制をとっております。また、一般質問でもございましたが、災害時には災害マニュアルに基づいて行動するといったシステムをとっておりますので、ご了解いただきたいと思います。

木澤委員 当番制をとっていただいているということなんで、町内業者さんとも連携もとれてるのかなと。雨降って、例えば、富雄川とか溢れそうなきなんかは、あれは事前にちょっと推測もできますので、業者さんに協力いただいているというようなことがありますんで、水道の場合は、当然、水道管破裂して、事前に予測はできませんけれども、広範囲になったときには、どういう業者さんにこれだけ人手がいるんやということで、事前に協議をして、体制とれるような形で、この当番制というのは、それに当たるのかなとちょっと思うんですけども。

上下水道
部長 365日、24時間体制で、その当番の方が待機していただいております、万一それで連絡とれない場合は、次の、次点の業者さんもおるといような体制で、十分対応しておりますということでご理解いただきたいと思います。

木澤委員 分かりました。そしたら体制については確認させていただきましたので、また今後、極力住民の皆さんから苦情等とかがないような形で対応していただきますようお願いをしておきます。

委員長 他にございませんでしょうか。 木田委員。

木田委員 先ほど、部長の説明の中で、水道管のループ化いうんですか、それを進めておるといようなことをおっしゃってたんですけれども。高安1丁目ですか、旧の高安なんですけれども、あそこについては、新業平橋建設のときにも、あそこまで延ばせたらなという何あったと思うんですけども、それについて、まだ未だに、一向に、そういうループ化の話は出てこないし、そして、法隆寺国際高校とか、旭化学については、安富橋のほうからまわってきてんのかなと、それは私、実際見てないからわからんけれども。推測なんですけれども。それらとループ化するといような、あれは、そんなに距離的にもないと思うから、ループ化するといような考え方はないんですかな、それは。

上下水道
部長 まず、本管については、過去にそういった計画もございましたが、いったん頓挫したということでございます。ただ、今回、今、今後将来的には河川改修も含めたなかで、見据えるなかで、ダブルでパイプが入るような形で計画は考えております。しかし、現段階では、集落中ではループ化しているということでご理解いただきたいと思います。

木田委員 集落の中ではそらループ化してくれてはんねやろ、それは分かりますねけどね。やっぱり一方通行的な何やったら、その途中で、やっぱり、そういう事故とか何かあった場合にですわね、やっぱりループ化しておけば、やはり、あそこは40戸ぐらいやと思いますねけれども、それが断水もしなくてもやっていけるのかなというふうに思いますねんけれどもね。やっぱり、今後ということやなしに、やっぱりそれは、できるだけ、こうして収益も上がってきてんねやったら、やっぱりある程度、そういうループ化というのは、今はじめて私かて言わしてもらっただけやなしに、もう以前からも言わしてもらっているねんからね。そういうことを積極的にもっとやっぱり、住民サービス、そして安定供給できるような体制をとっていただきたいなということをお願いしておきますわ。

委員長 小城町長。

町 長 谷口部長が申してますように、一番、大きな懸案は河川改修、河川改修ができた段階で、やっぱりそういうループ化というのは、当然やっていくと思います。そういう点で、今、木田委員おっしゃるように、確かに断水が起こったとかいうこともございますけれども、当面は、できるだけ河川改修が早くできるように、西安堵がしたということですが、あと、興留あるいは高安の関係等について、これ、話をしていかなければならないけれども、できるだけそういう点では、河川改修終わった段階で、やっぱりループ化ということで、ひとつお願いしたいと思います。

木田委員 結構です。

委員長 他にございませんか。 伴委員。

伴委員 ちょっとおしえてほしいんですけどね。33ページの口径別使用水量及び使用料金の下の方なんですけど、結局、トータルとしたら、40銭ほど値段が使用水量1 m³あたり下がってると、だけど、この口径によっては、上がってるやつもあれば、下がってるのもある、使用の水量から来てるんやと思いますけれども、13mmの方やったら、値上がりになってると、というような形になります。毎年、こういうような形で、使用水量から値段が決まると。ということは、自分の口径の方がえろ使ってはったら、下がるというような考え方になつとるわけですか。

上下水道
部長 使用水量云々じゃなしに、料金はもう決まっておりますので、あくまでも、これはボリュームに関して算定したなかで、こういう変動があるということで、ご理解いただきたいと思います。

伴委員 ということは、まあ言うたら、16ページの供給単価というような形、一定のそういう形で決まっていると、こういう格好で考えさせてもうて

	ええわけだな。
上下水道 部長	はい、そういう理解で結構だと思います。
伴委員	給水、16ページですけど、給水原価と供給単価ですな、これ、仕入れと売りみたいな感じやと思いますねけど、これ、昨年からいきますと、給水の原価は85銭ほど下がっていて、供給の単価は40銭ほど下げてくれてはると。これは、だいたい、こういうような形で毎年計算しておられるわけですか、これもなんかのやつで、こういうような形の数字が出てるだけのことですか。ちょっとそのあたりお願いします。
上下水道 部長	まず供給単価と申しますと、使用者からいただく1m ³ 当たりの平均単価といったものでございます。だから、算定根拠見ていただきますように、有収水量分の給水収益といった形で出てきております。また、給水原価と申しますのは、1m ³ つくるのに必要な経費といったものでございますので、これはあくまでも参考で、やっぱり分母や分子なり増減がありますと、変動するというご理解いただきたいと思います。
伴委員	私らの、仕入れと売りみたいな感じじゃないということはわかりました。あともう1点おしえてほしいんですけどね、9ページの現金及び預金で2億5,560万ほどですか、これはどんな形で、定期預金にしてののか、それとも何か普通預金で常にこう動かせるような感じで考えて、それもこう金額分けて、このあたり、どうなっておるんですか。
上下水道 部長	一応、3月末で2億1千万、定期にしております。残りが普通で持っておるということで思っていていただいて結構です。
伴委員	ちょっと細かく、まあ言うたら定期やったら、何年ぐらいの定期で、こうしてはるのか、ちょっとイメージつかませてほしいんですけど。

上下水道
部長 概ね3か月から6か月定期で持っております。利率としましては、概ね0.1ぐらいですかね。ちょっとそれぐらいです。

委員長 他にございませんでしょうか。 木澤委員。

木澤委員 さっきちょっと聞くのを忘れてまして、未処分利益剰余金のことですね。結局、積み立て基準の根拠というのはもう特になくて、で、町のほうで決めていくという方向性についてはわかったんですけども、これ、監査委員さんの意見書の4ページのところで、資金的収入額が資金的支出額に不足する額、これ2億1,511万5,357円は、減債積立金300万円と、建設改良積立金5,000万円、プラスまあ足らん分は、他の分で補填しますとなっておりますけれども、使い方というんですかね、基金なんで、例えば減債基金だったら、積立金だったら、減債のために使いますよという、本来でしたらそういう使い方になると思うんですけども、この書き方やと、そうじゃないところでも使っているのかなというふうにとったんですけども。これはどう理解したらいいんですか。

上下水道
部長 まず、これにつきましては、細かく言いますと、当年度純利益の本質というのがございまして、公共的必要剰余額というものでございます。そうしたものを、将来的にこれにつきましては、あくまでも、目的、一応、減債積立、それと現段階では、利益積立、建設改良積立として位置づけておりますけれども、将来的には、議会の議決をいただくことによりまして、例えば減債積立に一方的に積み立ててしまっていて、将来における企業債の償還を軽減させるといった手法もございます。現段階は新たな事業を今検討して、考えておりますので、建設改良積立等も含めて、その今の3つの種類で引き続き積立しているということでご理解いただきたいと思います。

木澤委員 そうすると、この23年度でこの積立金使ってますよということで、

	一回全部なくなって、今後、積み立てる分については、こういう使い方はしないということなんですか。
上下水道 部長	ということではなく、一応、減債積立につきましては使っておりますけれども、建設改良積立につきましては、目的に達成する額、今積み立てております。要するに、今、大きな事業といいますと、今年から北部配水池の改修を考えておりますので、そうしたところに投入していくということでご理解いただきたいと思います。
木澤委員	すみません、そうしたら、今、積立基金がいくらになっているというのは、どこで確認したらいいんですか。
上下水道 部長	7ページの横長にさせていただいて見ていただく表、7ページの平成23年度斑鳩町水道事業剰余金計算書という表でございますが、それを見ていただいたらわかると思います。
木澤委員	基金の、剰余金の残高というのは載っていると思うんですけども、それぞれの基金、減債積立金とか建設改良積立金が残金いくらありますよというのは明確に出てきてないと思うんですけども。
上下水道 部長	この表の一番下、最下段ですね、当年度末残高という表がございます。そのセンターから右の方向に、例えば利益積立金2,350万円、建設改良積立金1億3千万円というような項目がございますが、それを見ていただいたらと思います。
委員長	他にございませんでしょうか。
	(な し)
委員長	ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それでは、順次お諮りをいたします。

まず、認定第２号について、当委員会として認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。よって認定第２号については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第２６号、平成２３年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、お諮りをいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。よって議案第２６号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（３）議案第２５号、平成２４年度斑鳩町一般会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政
課長

それでは、議案第２５号、平成２４年度斑鳩町一般会計補正予算（第１号）につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

企画財政
課長

本補正予算につきましては、前回の当委員会でご説明いたしました内容と変更はございませんが、本日は補正予算書によりご説明をさせていただきます。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。補正予算書の5ページをお開きいただけますでしょうか。第20款諸収入、第5項雑入では、第5目雑入で、消防団員4名の方が退団されたことから、消防団員退職報償金受入金207万6千円の増額補正をお願いするものであります。

6ページをお開きいただけますでしょうか。続きまして、歳出予算の補正についてであります。

はじめに、第7款土木費、第4項都市計画費では、第4目公園費で、東福寺公園において、公園敷地の一部が個人所有土地へ越境していることが判明したことから、越境部分について買い取りを行おうとするもので、第13節委託料で、登記業務等委託料60万円、第17節公有財産購入費で100万円、第22節補償補填及び賠償金で40万円、あわせて200万円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、総括質問及び建設水道常任委員会にて補償につきまして議員皆さまからご意見を賜っているところでございますが、今後、こうしたご意見を念頭に置きながら交渉を行ってまいります。

また、将来において、同様の事案が確認された際には、専門家にご相談をさせていただきながら解決を図ってまいりたいと考えております。

次に、第8款消防費、第1項消防費では、第2目非常備消防費で、歳入のところで申しあげた消防団員の退団に伴う退職報償金207万6千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第9款教育費、第5項社会教育費では、第1目社会教育総務費で、斑鳩町立青少年野外活動センターの廃止に伴い、当該施設内構造物の解体撤去処分を行うことから、第15節 工事請負費で412万4千円の増額補正をお願いするものでございます。

7ページにお移りいただきまして、最後に、第12款予備費、第1項予備費では、第1目予備費で、今回の補正に要する財源として、612万4千円を充当させていただき補正をお願いするものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

(予算総則朗読)

企画財政課長 以上で、議案第25号 平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）につきましてのご説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 公園の問題なんですけども、いろいろ総括質疑もされていたり、建水で質問もあったりして、聞かせていただいている、ちょっと専門的なところもあってわからない部分もあったんですけども、ちょっとこの問題理解するのに経緯がどういうふうになっているのかなというのもちょうと追っかけてお聞きしたいんですけども、昭和48年に開発があって、49年に町に寄付をされたということですが、今、実際、防火水槽が埋まっているんですね、その防火水槽はいつ設置をされたんでしょうかね。

委員長 井上都市整備課長。

都市整備課長 今おっしゃられました防火水槽なんですけれども、昭和61年に設置をされたと聞いております。

木澤委員 で、寄付を受けて防火水槽を入れて、今まで、もともとフェンスがたっていたんですかね、現地に。町はそこを境界と認識をして設置をされたということによろしいですかね。

都市整備課長 今申されましたように、この開発によりましてですね、この公園が設置されまして、フェンスで囲う形で、公園の寄付を受けておりまして、その囲まれた中が、公園という形で防火水槽を設置したということでご

ざいます。

木澤委員 寄付を受けてから今回に至るまでに、そのフェンスの位置と図面とが合ってなかったというのは、町としては一度も確認してこられなかったということでいいんですね。

都市整備課長 ご指摘のとおり、位置の関係につきまして、確認ができてなかったということでございます。

木澤委員 そしたら、今度、隣地の方ですね、もともと今言っている隣地ですね、民有地は開発業者から今建築をされようとしている方が、直接買われたんですかね。売買の経緯ですね。

都市整備課長 この土地につきましては、昭和49年に一度開発後、土地を取得された個人の方がおられまして、その後、今回ですね、その土地を別の個人の方が建築目的で取得されたというような経緯になってございます。

木澤委員 民々のことなんで、町はわからないかもしれませんが、本来でしたら、その売買の時に、今の現地と図面とが合っているのかなという確認があるものなのかなというふうに思うんですけども、知らずに買わはったという、結局ね、こういうことになると、じゃ売ったほうに問題があるんじゃないかというふうなことにも、本来なら発展してくる話なのかなと思うんですけども。今回越境しているというふうに発覚したのは、どういう経緯からなんでしょうか。

都市整備課長 今回ですね、今、売買がなされましてですね、建築計画をされる中でですね、もともと地積測量図なんですけども、それをもってですね、確認されたところ、どうも越境しているんじゃないかという申し出があったということでございます。

木澤委員	建築の確認の段階で越境しているということが発覚したんですかね。 今回ね、40万円の補償ということで、建築申請をしない必要があるというふうに出てきているんで、結局それを町が負担するべきなのかどうかという問題になるかと思うんですけども、その建築、申請なり確認をする中で、発覚しているんだったら、今回再申請をしないかというふうな必要はないかなと思うんですけども。そこはどうなんですかね。
委員長	藤川都市建設部長。
都市建設 部長	建築確認を取られた後ですね、そういった、先ほど課長がご答弁いたしましたように、地積測量図に見られる中でですね、差異がわかってきたということで、申し入れがございまして、その後ですね、越境しているという形の前提にこの土地を買わせていただくということになりますので、土地が実際には確認の敷地よりも小さくなる、そのために建築確認を出し直しをする必要があるということでございますので、町のほうが用地買収をさせていただくことが原因ということで、町のほうがその費用を負担させていただくと、こういう考え方で今回考えております。
木澤委員	そうすると町が買った分小さくなって、再申請をしないかと、で、面積が減る分、家が建つか建たへんかという問題についてはクリアされているんでしょうか。
都市建設 部長	その辺は、現在の用地を買わせていただいた残りですね、の中で建築ができるということで聞いております。
木澤委員	それとですね、用地購入費用として100万円計上されてますけども、一般的に考えると、この地域で単価的に見ると、ちょっと高いかなとは思いますが、その根拠はどういうふうに理解したらいいですかね。
都市整備	当該土地を取得された方につきましては、越境分を町が買い取るという

課長 うことについて、一定了解をいただいております、この取得単価につきましては、この方につきましては、実際に取得された単価でという申し出があるということでもありますんで、それを単価という形で設定をさせていただいております、土地の購入者といたしましては、善意の第三者ということで、取得されておりますことから、相手方に損失を与えることができないという感覚もありますんで、町としては取得された単価でやむを得ないのかなというふうに考えております。

木澤委員 相手住民さんなんで、その辺について損をさせることはないということだね、まあそういうことでそういう説明になったのかなというのは理解できますけどもね。そうですね、今回こうして補正を組んで対応すると、対住民さんなんでということについては、理解をしようかなと思いますが、冒頭にもありましたけど、今後の問題もありますんで、本来でしたら、あってはならないことで、でまた今後も部長総括質疑の答弁であるかもしれないというふうにおっしゃっていたんですが、こういう寄付を受けた公園は、町に何箇所ぐらいあって、今後どういうふうに対応していこうと考えておられるのか、その点も確認させていただけますか。

都市整備課長 まず寄付を受けた公園の個数ですけども、35か所ございまして、今後の対応といたしましては、現在もうすでに、各公園の地積測量図に基づきましてですね、町職員の手でございすけれども、確認の作業を進めていっているところでございます。そういった形でそういうものが、今のようないかないのかどうかということ、まずはその辺を調査をしていきたいというふうに考えております。

委員長 他にございませんでしょうか。 木田委員。

木田委員 旧の青少年野外活動センター解体撤去工事、6ページなんですけども、新ということで、施設自体を解体されるということなんですけれども、その今まで使っていた用地っていうんですか、それが町の土地であるとい

うことになればですね、今までにも山崩れっていうんですか、あれ起きたときにはやはり災害復旧工事なんかも町でやっぱりやったという何がありますからね。ただ、その施設自体を撤去しても、やはりそういう事態が発生したら、やはり町がその補修を負担していかなければならないというふうに思いますねんけど、その点について、あの土地はですね、借地なんかあるいは町の土地なんかそれらについてお聞かせ願いたいと思います。

委員長 佃田生涯学習課長。

生涯学習課長 今まで崩落しておりますところにつきましては、進入路というところでございまして、借地部分でございました。それを今、今回撤去してまいりますと、また進入路も返還するということになりますので、うちのほうでの復旧ということにはなっていないと考えております。

木田委員 ということはですね、もう町の土地への進入路は、それは借地でもう全部返すということになって、その中には町有地はなにもなしということによろしいですか。

生涯学習課長 進入路部分は町有地は含まれておりません。その下の、今の野外活動センターの敷地の一部が町有地でありまして、それ以外の部分につきましては、もう返還しております、今まだそういったことで、撤去作業等が生じますので、進入路部分については管理とかも生じますので、進入路部分については、借りておるという状況でございます。

木田委員 仮に、その進入路として借りておられてもね、そこへ町有地が残っていたら、やっぱりなんかの時にはその町有地を利用するとかいうことの事態になったらですね、その借地の部分についても、やっぱり進入路っていうんですか、それが崩落した場合にはやっぱり町もそれ負担せんならんというふうに思うねんけど、その土地自体を処分しようとかね、そ

ういう考え方はないんですかな。それはずっと残っている町有地を維持していこうと思っておられるのかね、やはりもうこの際処分した方がいいん違うかなと私は思いますねんけど、それについてどういうふうな考え方なんですかな。

委員長

小城町長。

町 長

これはもう議会でも意見が出てますように、買った、個人のものを町が買った、そこへ話をしたらええやないかといったら、そりゃあかんという人もあるし、いろいろとこれはあると思います。ただやっぱり経過というのは、昭和40何年ですか、58年に最終処分場をつくるときに、住民から野外活動センターをしてほしい、当時やかましくおっしゃったものですから、当時の吉田町長ができれば、向かいのところでやったらどうかと、営林署の関係もございますからと、いうことでにわかになんて作ったということもございますので、それから白石畑の方の土地を町として買い上げた部分もありますし、それを今後どうしていくかという問題については、町としても当然買い上げた方のところに話をしてですね、もう1度買い戻してもらおうか、あるいはそういうこともこれから考えていかなければいけないと思いますし、いろいろとそういう中ではご意見があると思いますんで、とりあえず今、やっぱり今野外活動センターをやめたということで、建っているプレハブとか、ああいうものについては早く撤去すると、いうことで木田委員のおっしゃっている関係等についてはこれはもう大きな問題ですから、仮に大雨が降って崩落したらどうなんだということもございますけれども、そういう点については十分、これ、万が一、個人の土地やったかて、やっぱり通りはる人があったら、やっぱり斑鳩町でありますから、行政に責任となってくると思います。そういう点についても十分慎重にですね、考えていかないといけないと思いますので、当然、町で持っている土地を、もう一度お買い上げしたところに話をしてみるか、そこらの関係等についてですね、いつまでも放っていくということもこれできませんし、片一方では持っている土地

を処分せえということですから、開発公社を通して一切買わない、あるいはそういうことで処分をしていこうということですから、そういうことについては、これからの検討になってくるのではないかと思います。

委員長 他にございませんでしょうか。 伴委員。

伴委員 第8款の消防費ですねんけど、この金額自体はこんな金額かなというように思いますねんけど、これ4名の方が確か退団というような説明をお聞きしたように僕、記憶してますねんけど、この退団の理由というのは、どんな感じになってるんでしょうか。

委員長 黒崎総務課長。

総務課長 消防団員の退団の理由でございますが、健康上の理由が2名、あと転出が1名、職業上の理由が1名というふうになっております。

伴委員 今の説明からいきますと、非常に、そんなにご高齢といいますか、年齢的に続けられないという形での退団ではないような方が多いのかなと、非常に、私、昨日も昼間ちょっと火事もあったし、また操法の練習の見学にね、行かせてもらっても非常に大変やなど、ご苦労かけているなどという印象をもってますねんけど。今後非常に消防団員の方、なっていたく方がどんどん減っていくん違うかなという思いも持っております。そのあたり、ちょっとどのような感じで思っておられるのかお聞きします。

委員長 小城町長。

町 長 まあこれは、伴委員ご指摘されているように、結局、消防団員が入ってくれないということで、各分団は30名ということで、1分団、2分団、3分団、30名をやっぱり確保していこうとしたら、やっぱり各分

団としていろいろとポスター貼ったりですね、2分団でも消防団員入団のあいうポスターを貼ったりですね、勧誘をされてます。やっぱりその30名を到達するために、若い方々もおっしゃるわけですが、やっぱり仕事柄、やっぱり、そのいろいろとありますから、そしてまた夜出て来いっていったかて、そういうことになったら、仕事で出て来れないと。自分の責任として非常勤消防やけども、やっぱりそこにいるのがええのか悪いのかということも判断される。やっぱりその上の方々は1人でも多くですね、入っていただける努力をいただいています。そういう点で、国のほうも、総務省もですね、消防、非常勤消防が足らんものですから、できれば官公庁、あるいはそういうところの方を非常勤消防に登録をしていただけないかということも、やかましく今おっしゃってます。これはやっぱり大きな問題だと思います。なかなか地域地域では入ってきませんし、仮に斑鳩町へ勤務をされている方等についてもですね、なかなか、そういう点ではしてたかて、また転勤したりなったらあれですから、いろいろと工夫は各分団の分団長はじめ副分団長等ですね、いろいろと団員を増やすことについてはですね、30名を確保しようという努力はもうしていただいておりますけども、なかなか、我々としても誰か消防の非常勤に入っていただける方ございませんかということで、いろいろとおっしゃいますけども、そう進めてもなかなか入っていただいて、一番、こういう若い方が4名退団されるというのは非常に残念、若い1人はあれですけども、残念なことでございますけども、特にやっぱりなんでも一緒に、火事が起こったら、やっぱり早よ出て来いということになるわけですから、平生からそういう素地をつくっておけばいいんですけど、日本の国というのは、やっぱり何か起こったらですね、何してんねやと、こうなりますし、今やったら携帯電話ですから、西和消防に何時何分に電話してるやないかと、それにかかわらず5分、10分してから消防来よったやないかということをおっしゃいますから、そういうことになってたらですね、やっぱり一生懸命やっている皆さん方にとっては、もう自分の命をほかしてでもですね、それは東北の震災で消防団員もあんだけ亡くなったということについても、後の

問題のフォローというのは、退職金の問題とかいろんな問題もありますが、そんなところよりも、それよりも消防団員が亡くなったということに対する補償はですね、今までのようなことはないわけですから、こういう震災で起こったということは、やっぱり消防団員、こんだけの多数が亡くなっていますから、それも非常勤消防の方々が大半ですから、そういうことも今、国の方は考えていかざるをえませんし、また仕事としてやっぱり、やっていただくんですから、できるだけそういう身分保障というのはしていかなかったらと思っております。

伴委員 今の小城町長のお話、私も同感でございます。今の町長のご答弁をお聞きしますと、これもう町の方ではなかなか処遇といいますか待遇というのはなかなか難しいんかなと、非常に総務省のほうの絡みっていいですか、それにもう固まってしまっていると。町のほうで、もう1度確認させてください。町のほうで、なんか処遇を改善していくというようなことはなかなか難しいのか、そのあたりはどんなものでしょうか。金銭的とかいろんな形で。

委員長 西本総務部長。

総務部長 消防団の補充といいますか、それにつきましては、町のほうで、今、報酬等につきましては、消防団の報酬につきましては、無報酬ということで、手当が出ております。あと、団員の補充につきましては、この前も申しましたけれども、職員からも町内の職員を補充していくという考え方もありますし、ある程度経験が、若い職員で、役場の仕事が慣れてきましたら、また消防団のほうにも補充をしていく方向で考えていきたいと、このように思っております。いずれにいたしましても、今、テレビでも、消防団員の募集、コマーシャルでもやっておりますように、全国的に非常勤の消防団員が少ないという状況の中で、町としてはそういうふうを考えております。お金の問題につきましては、非常勤でございますので、上げるということは考えてないんですけども、今のところ消

防団の方からもそんなに、そういった要望もございませんので、今の金額でしていきたいと、このように思っております。

伴委員 やっぱりですね、今やっただいていての方はなかなか出てこないと思いますわ。非常にボランティア精神でやっただいていて、そのあたりもよく感じますし、だけどやっぱり、新しい団員をこれから入ってもらおうということになってくると、どうなんかなという思いありますんで、ちょっと今後研究していただきたいと、そういうふうに提案させていただきます。以上です。

委員長 他に、ございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第25号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

理事者の方からなにか報告ございませんでしょうか。

(な し)

委員長 次に、2. その他についてを議題といたします。
委員の方から何かございましたらお受けいたします。

(な し)

委員長

その他についても、これをもって終了いたします。

なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお願いをいたします。

これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長のご挨拶をお受けいたします。

小城町長。

町 長

委員皆さんには、早朝から終始熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。認定の第2号の平成23年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について、監査委員さんの40分にわたる説明等いただきました。また私ども部長からも30分ほど説明をしてですね、皆さん方のご意見をいただいて、いずれにいたしましても、水道事業会計、公営企業というのは、一番問題はですね、料金の設定等について値上げをするか、値上げをしないかということになるわけですが、これは、当面、私が就任をさせていただいてから、2回だけ値上げをさせていただきました。昭和62年と、こないだ平成10年と、それ以後はないわけです。その中でも、いろいろ議論があつてですね、値上げをしたら必ず次の年

はあれやと、真ん中の2年目でようやく利益が出てくる、もう3年目になったらまた赤字になっていくということになるわけですので、そういうことでは、3年に一遍ぐらいは値上げせなあかんのとちやうかという話はあったわけですが、これも県水がですね、145円から値下げをされてますから。大滝ダムがいよいよ完成をいたしますから、給水しますから、この関係等について、県がどういう県水の状況等について、どうするのかわかりませんが、当面は恐らく値下げをされてますから、そんなにすぐ上げることはないと思います。いずれにいたしましても、水道事業会計というのはなかなか難しい問題で、やっぱり水道量を使っていたらいいわけですが、やっぱり段々と、それまではもうほとんど渇水状態ですね、プールもしばらくは休むとか、いろんなことを対応してきましたけども、今は渇水というのは特には至らないというのか、水は満水状態にあるわけですが、そういうことを踏まえますと、非常に皆さん方が、そうして効率的に使っているというのか、だいたい昼間はやっぱり家庭、家にいる方々が少ないというのか、朝と夜の関係だけです。どんどん水道を供給する我々にとっては、使ってもらったらいいんですけども、なかなか減っていくという現状ですから、問題はやっぱりこういう安全と安心を守る水道水ですから、できるだけやっぱり断水の起こらない、そういうことをやっぱりわれわれにとってはやっていきたいと思っています。蛇口ひねって水が出なかったらこれは大きな問題になるわけですから、そういうことも十分踏まえてですね、その中でいろいろと皆様方のご意見等を取り上げていく中で、我々としてもできるだけ勉強をしながら進ませていきたいと思っています。その議案第25号の関係等についても認定と、そしてまたこの利益についてということで、満場一致ということでした。そしてまた、議案第25号については、平成24年度斑鳩町一般会計、消防団員の退団とか、あるいはまたこの野外活動センターの関係の解体の関係、あるいはまた東福寺の関係等について、この関係等については、意見等そら当然出てくると思います。非常に斑鳩町の場合は、昭和60年以前の関係の登記がなかなかまだほとんどできていないというのか、当時60年ぐらい、私が

就任してから、もう登記、登記ということで、臨時職員雇っても、あるいは登記の専門官雇ってやれということで、だいぶおっしゃったんですけども、やっぱり以前の関係等については、それから以降の60年以降はわりと登記の関係については、やかましく皆さん方がやっていただけてますから、ある程度そういうことは処理されてます。やっぱり60年前の昭和48年、9年、この辺の状況というのは、非常に斑鳩町が開発ブームでしたから、そういう点については非常にあると思います。その前にも話しをしたんですけども、やはり開発された業者の方がその部分を町へ寄付するということで、気持ちとしては町に対してこういうことで協力するということですけども、それを受けたものがそのままずっときてますから、そういうことも受けて、ひとつの問題が提起されてですね、ひとつの大きなこれからの課題であると思っております。そういう点についても、先立っても、私はやっぱりこの関係等については最終的にやっぱり顧問弁護士に相談せえということで相談をしたら、やっぱり相手方のおっしゃるようなことは受けざるを得ないと。やっぱり地価で買ってはるわけですから、そういうことで当面、それはやむを得んということで弁護士から答弁されてますように、委員の中にはなんで公嘱の方に、委託している公嘱になんで相談せんということもおっしゃいましたが、弁護士にも相談を申しあげたら、そういうことでございますので、いろいろこういう点についてはいろいろと、我々としても反省をせざるをえん問題があろうと思いまけども、今後、ひとつ、十二分にこういうことが起こった場合というか、起こる可能性もあろうと思いますけども、そういうことの起こらないような対応をしていくということが一番大事だと思います。

本日は、本当にありがとうございました。

委員長

これをもって予算決算常任委員会を閉会いたします。

ご苦勞様でございました。

(午前11時35分 閉会)